

電 気 ・ 機 械 設 備 工 事 共 通 仕 様 書

大 分 県 企 業 局

目 次

第1章 一般事項

第1節 総則

1-1- 1適用範囲	1
1-1- 2用語の定義	1
1-1- 3設計図書の照査等	3
1-1- 4工程表	4
1-1- 5工事カルテの作成、登録	4
1-1- 6監督員	4
1-1- 7関係法令等の遵守	4
1-1- 8官公庁への手続等	7
1-1- 9工事用地等の使用	8
1-1-10提出図書類	8
1-1-11承諾図書	9
1-1-12承諾済みの承諾図書	10
1-1-13工事施工管理	10
1-1-14工事の着手	11
1-1-15工事の下請負	11
1-1-16施工体制台帳	12
1-1-17施工時期及び施工時間の変更	12
1-1-18現地施工管理	12
1-1-19安全管理・災害防止	14
1-1-20交通安全管理	16
1-1-21環境対策	17
1-1-22文化財の保護	18
1-1-23機器及び材料等の規格、基準等	18
1-1-24機器及び材料の品質等	18
1-1-25機器及び材料の調達	19
1-1-26予備品、付属品の取扱い	19
1-1-27支給材料及び貸与物件	19
1-1-28工事現場発生品	19
1-1-29建設副産物等	19
1-1-30整理及び後片付け	20
1-1-31現地取扱い説明会	20
1-1-32工事の一時中止	20
1-1-33高度技術、創意工夫、社会性等、施工及び管理	20
1-1-34履行報告	21
1-1-35工期変更	21
1-1-36工事関係者に対する措置請求	21
1-1-37不可抗力による損害	21
1-1-38特許権等	22
1-1-39保険の付保及び事故の補償	22

1-1-40臨機の措置	23
1-1-41監督員による段階確認及び立会等	23
1-1-42試験	24
1-1-43完成検査	25
1-1-44出来形確認	25
1-1-45中間検査	26
1-1-46工事完成と目的物引渡し	26
1-1-47保証	26
<参考>基準・規格	27
第2章 機器及び材料	28
第3章 共通施工	28

第1章 一般事項

第1節 総則

1-1-1 適用範囲

- 1 本工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、大分県企業局が発注する電気事業及び工業用水道事業に係る電気設備、水門設備、ポンプ設備、鋼製付属設備、送電線設備、電気通信設備、遠方監視制御設備及びこれらに類するその他の設備工事（以下「工事」という。）に係る大分県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を確保するためのものである。
- 2 受注者は本共通仕様書の適用にあたって、大分県企業局電気・機械設備工事施工・管理要領及び大分県企業局工事検査要綱に従った監督・検査体制の下で建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査・出来形検査）にあたっては地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に基づくことであることを認識しなければならない。
- 3 特記仕様書及び添付されている図面、数量表について、その中に記載された事項は本仕様書に優先する。
- 4 特記仕様書、図面、数量表に相違がある場合及び図面からの読み取りと図面に書かれている数字が異なる場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 設計図書は、SI単位を標準とし使用するものとし、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。
- 6 受注者は、契約仕様書、計算書及び工事に必要な詳細図、その他監督員に提出する書類など全てSI単位を使用するものとする。
なお、非SI単位の使用が認められているものについては、この限りではない。

1-1-2 用語の定義

- 1 監督員とは、約款第9条の規定により発注者が選任して工事を監督する者をいい、監督員は、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの）の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付並びに受注者が作成した図面の承諾を行い、設計図書の変更、工事の一時中止または打切りの必要があると認める場合における発注者への報告をするものとする。
- 2 契約図書とは、工事請負契約書、大分県公共工事請負契約約款及び設計図書をいう。
- 3 設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 4 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事毎に規定される特記仕様書を総称していう。
- 5 共通仕様書とは、工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうちあらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
- 6 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事毎の施工に関する詳細または工事固有の技術的要求を定める図書をいう。
なお、契約後に行う工事打合せ議事録、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
- 7 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等

を説明するための書類をいう。

- 8 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問に対して発注者が回答する書面をいう。
- 9 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図書をいう。
なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 10 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 11 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 12 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- 13 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 14 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 15 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 16 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
- 17 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 18 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが後日有効な書面と差し替えるものとする。
- 19 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 20 立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 21 段階確認とは、設計図書に示された段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 22 検査とは、検査員が大分県企業局工事検査要綱、大分県企業局工事検査基準に基づいて行う完成検査、出来形確認、中間検査をいう。
 - (1)完成検査とは、約款第31条に規定する工事の完了の確認及び約款39条に規定する指定部分に係る完了の確認をするための検査をいい、出来形確認または中間検査で既に検査した部分を含め、すべての出来形について行うものとする。
 - (2)中間検査とは、次のものをいい、請負代金の支払いを伴わないものをいう。
約款第33条の規定に基づき工事目的物の全部または一部を使用する場合に、特記仕様において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査。
橋梁等の構造部材の仮組立等で特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査。

- (3)出来形確認とは、約款第38条及び第52条に規定する工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料の確認をするための検査をいう。
- 23 検査員とは、約款第31条第2項の規定に基づき、工事の検査を行う次の者をいう。
- (1)工務課長から検査を命じられた者または検査を依頼された者。
- (2)事業所の長から検査を命じられた者または検査を依頼された者。
- 24 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または監督員の承諾した品質をいう。
なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- 25 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 26 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
- 27 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。
- 28 工事とは、本体工事及び仮設工事またはそれらの一部をいう。
- 29 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 30 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 31 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
- 32 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定された場所をいう。
- 33 S Iとは、国際単位をいう。
- 34 現場発生品とは、工事の施工により現場より副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 35 J I S規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJ I S製品記号は、J I Sの国際単位系（S I）移行（以下「新J I Sという。」）に伴い、全て新J I Sの製品記号としているが、旧J I Sに対応した材料を使用する場合は、旧J I S製品記号に読み替えて使用できるものとする。

1-1-3 設計図書の照査等

- 1 受注者は、契約締結後に直ちに監督員と設計図書等の照査等詳細な打合せを行わなければならない。
なお、その際の議事録を作成し監督員の承認を受けなければならない。
- 2 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、各工種毎の施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。
- 3 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは設計図との対比図、取合い図、施工図、実寸法図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 4 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他図書を監督員

の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-4 工程表

受注者は、約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員を經由して発注者に提出しなければならない。

1-1-5 工事カルテの作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行う者とし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1-1-6 監督員

- 1 当該工事における監督員はの権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
- 2 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-7 関係法令等の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令、標準規格を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令等に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員に報告し、その確認を請求しなければならない。また、受注者は、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ぼさないようしなければならない。

なお、主な関係法令・条例等は下記によるものとする。

- 1 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
- 2 地方公営企業法 (昭和27年法律第292号)
- 3 建設業法 (昭和24年法律第100号)
- 4 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)
- 5 下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号)
- 6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)

7	電気事業法	(昭和39年法律第170号)
8	電気工事業の業務の適正化に関する法律	(昭和45年法律第96号)
9	電気工事士法	(昭和35年法律第139号)
10	工業用水道事業法	(昭和33年法律第84号)
11	河川法	(昭和39年法律第167号)
12	河川法施行法	(昭和39年法律第168号)
13	砂防法	(明治30年法律第29号)
14	地すべり等防止法	(昭和33年法律第30号)
15	砂利採取法	(昭和43年法律第74号)
16	建築基準法	(昭和24年法律第188号)
17	港則法	(昭和23年法律第174号)
18	航空法	(昭和27年法律第231号)
19	消防法	(昭和23年法律第186号)
20	水道法	(昭和32年法律第177号)
21	下水道法	(昭和33年法律第79号)
22	火薬類取締法	(昭和25年法律第149号)
23	高压ガス保安法	(昭和26年法律第204号)
24	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	(昭和48年法律第117号)
25	環境基本法	(平成5年法律第91号)
26	自然環境保全法	(昭和47年法律第85号)
27	森林法	(昭和26年法律第249号)
28	自然公園法	(昭和32年法律第161号)
29	都市公園法	(昭和31年法律第79号)
30	水質汚濁防止法	(昭和45年法律第138号)
31	大気汚染防止法	(昭和43年法律第97号)
32	土壌汚染対策法	(平成14年法律第53号)
33	騒音防止法	(昭和43年法律第98号)
34	振動規制法	(昭和51年法律第64号)
35	悪臭防止法	(昭和46年法律第91号)
36	毒物及び劇物取締法	(昭和25年法律第303号)
37	作業環境測定法	(昭和50年法律第28号)
38	じん肺法	(昭和35年法律第30号)
39	廃棄物処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)
40	農薬取締法	(昭和23年法律第82号)
41	ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	(平成13年法律第65号)
42	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	(平成11年法律第86号)
43	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	(昭和63年法律第53号)
44	湖沼水質保全特別措置法	(昭和59年法律第61号)
45	製造物責任法	(平成6年法律第85号)
46	電気用品安全法	(昭和36年法律第234号)
47	電波法	(昭和25年法律第131号)

48	電気通信事業法	(昭和59年法律第 86号)
49	有線電気通信法	(昭和28年法律第 96号)
50	道路法	(昭和27年法律第180号)
51	道路交通法	(昭和35年法律第105号)
52	道路運送法	(昭和26年法律第183号)
53	道路運送車両法	(昭和26年法律第185号)
54	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(昭和42年法律第131号)
55	計量法	(平成 4年法律第 51号)
56	測量法	(昭和24年法律第188号)
57	駐車場法	(平成18年法律第 46号)
58	土地改良法	(昭和25年法律第195号)
59	文化財保護法	(昭和25年法律第215号)
60	鉄道事業法	(昭和61年法律第 92号)
61	軌道法	(大正10年法律第 76号)
62	著作権法	(昭和45年法律第 48号)
63	知的財産基本法	(平成14年法律第122号)
64	意匠法	(昭和34年法律第125号)
65	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律	(昭和61年法律第 65号)
66	個人情報保護に関する法律	(平成15年法律第 57号)
67	実用新案法	(昭和34年法律第123号)
68	雇用保険法	(昭和49年法律第116号)
69	労働基準法	(昭和22年法律第 49号)
70	労働安全衛生法	(昭和47年法律第 57号)
71	労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第 50号)
72	健康保険法	(昭和11年法律第 70号)
73	厚生年金保険法	(昭和29年法律第115号)
74	最低賃金法	(昭和34年法律第137号)
75	職業安定法	(昭和22年法律第141号)
76	所得税法	(昭和40年法律第 33号)
77	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和44年法律第 84号)
78	中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第160号)
79	出入国管理及び難民認定法	(平成 3年法律第 94号)
80	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第 33号)
81	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律	(平成12年法律第104号)
82	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成12年法律第100号)
83	資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 3年法律第 48号)
84	エネルギーの使用の合理化に関する法律	(昭和54年法律第 49号)
85	発電用水力設備に関する技術基準を定める省令	(平成 9年通商産業省令第 51号)
86	電気設備に関する技術基準を定める省令	(平成 9年通商産業省令第 52号)
87	工業用水道施設の技術的基準を定める省令	(昭和33年通商産業省令第119号)
88	危険物の規制に関する規則	(昭和34年総理府令第 55号)
89	クレーン等安全規則	(昭和47年労働省令第 34号)

- 90 酸素欠乏症等防止規則 (昭和47年労働省令第 42号)
- 91 有機溶剤中毒予防規則 (昭和47年労働省令第 36号)
- 92 粉じん障害防止規則 (昭和54年労働省令第 18号)
- 93 特定化学物質障害予防規則 (昭和47年労働省令第 39号)
- 94 大分県契約事務規則 (昭和39年大分県規則第 22号)
- 95 大分県公共工事請負契約約款 (平成 8年大分県告示第311号)
- 96 大分県環境基本条例 (平成11年大分県条例第 32号)
- 97 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 (平成17年大分県条例第 42号)
- 98 大分県産業廃棄物税条例 (平成16年大分県条例第 38号)
- 99 大分県自然環境保全条例 (昭和47年大分県条例第 38号)
- 100 大分県生活環境の保全等に関する条例 (平成11年大分県条例第 47号)
- 101 大分県河川管理規則 (昭和40年大分県規則第 30号)
- 102 大分県道路占用規則 (昭和40年大分県規則第 12号)
- 103 大分県道路交通法施行細則 (昭和51年大分県公安委員会規則第 2号)
- 104 火薬類取締法施行細則 (昭和41年大分県規則第 23号)
- 105 大分県環境緑化条例 (昭和48年大分県条例第 19号)
- 106 大分県工業用水道事業の給水に関する条例 (昭和36年大分県条例第 19号)
- 107 大分県工業用水道事業の給水に関する条例施行規程
(昭和43年企業局管理規程第 8号)
- 108 各自治体における火災予防関係条例・規則並びに危険物の規制に関する規則
大分、別府、由布、中津、佐伯、豊後大野、竹田、臼杵、延岡、九重
- 109 大分県企業局事業用電気工作物(電気事業)保安規程
(昭和61年企業局管理規程第 7号)
- 110 大分県企業局事業用電気工作物(工業用水道事業)保安規程
(昭和61年企業局管理規程第 8号)
- 111 大分県企業局工事事業用電力供給規程 (昭和44年企業局管理規程第 7号)
- 112 大分県企業局庁舎等管理規程 (昭和46年企業局管理規程第 5号)

1-1-8 官公庁への手続等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他関係機関との連絡を保たなければならない
- 2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のと定めにより実施しなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。
- 4 受注者は、諸手続に係る許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。
なお、受注者は、許可承諾の内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 7 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場

合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

- 8 受注者は、国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- 9 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないように文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 10 受注者は、当該工事にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届け出なければならない。
なお、下請業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底すること。

1-1-9 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅滞なく発注者に返還しなければならない。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6 受注者は、提供を受けた用地を講じよう仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-10 提出図書類

受注者は、下記図書類を監督員に提出しなければならない。

なお、特記仕様書等及び詳細な指示が監督員からあった場合はこの限りではない。

提出書類	部数	備考
工程表	1部	契約締結後14日以内
現場代理人等選任通知書	1部	契約締結後14日以内
施工体制台帳	1部	下請契約後速やかに
施工体系図	1部	施工体制台帳とあわせて
建設リサイクル計画書	1部	工事着手14日前まで
契約仕様書	2部	特記仕様に表示したとき

打合せ議事録	2部	打合せ後速やかに
工事施工計画書	2部	工事着手前 一部返却
安全衛生計画書	2部	工事着手前 一部返却
官公署許認可申請書	1部	工事着手前
機器及び施工承諾函	2部	打合せ後速やかに 一部返却
実施工程表	2部	打合せ後速やかに 一部返却
使用機器製作者承認願	2部	打合せ後速やかに 一部返却
工事に電力供給願	1部	工事に電力として構内高圧電源を必要としたとき
電気設備設置承認願	1部	工事に電力として構内高圧電源を必要としたとき
電気設備完成届	1部	工事に電力として構内高圧電源を必要としたとき
電力使用届	1部	工事に電力として構内高圧電源を必要としたとき
据付要領書	2部	特記仕様に明示したとき 一部返却
機器搬入搬出計画書	2部	特記仕様に明示したとき 一部返却
機材搬入報告書	2部	特記仕様に明示したとき 一部返却
受領書または借用書	1部	支給品、貸与品のある場合
工事作業日報	1部	毎日
クレーン運転日誌	1部	当該施設のクレーンを使用したとき
指示・承諾・協議書	2部	都度 一部返却
検査願（各種）	1部	各工種毎
各種試験成績表	1部	試験後速やかに
工事完成通知書	1部	完成後速やかに
完成図書		竣工後速やかに
完成図面	3部	機器仕様（重量、寸法、規格、数量等、シカ）記載
完成図第二原図	1部	監督員の指示による大きさ
工事報告・説明図書	3部	機器等取扱説明書も含む
工事記録写真	3部	1-12・3による
撤去品返納書 （マニフェストD票等を含む）	1部	工事完成通知書と同時
完成検査写真	3部	検査後速やかに
工事目的物引渡書	2部	検査合格時

1-1-11 承諾図書

- 1 受注者は、前条に規定された期間内に承諾図書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 2 監督員は、受注者が提出した承諾図書の内容に対し明確な意思を受注者に対し書面をもって通知するものとする。
- 3 承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工を発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（瑕疵担保責任等）が免責または軽減されるものではない。
- 4 受注者が提出する承諾図書の内容は以下のとおりとする。
 なお、監督員がその事項について補足・修正を求めた場合には、これに従うものとする。

(1) 実施仕様書

- 工事概要
- 設計条件
- 実施仕様
- a 詳細仕様
- b 使用材料
- c 構造説明
- その他必要なもの
- (2) 計算書
 - 設計計算書
 - 計算根拠
 - その他必要なもの
- (3) 詳細図等
 - 全体図
 - 平面図
 - 断面図
 - 詳細図
 - 制御フロー及びシーケンス図
 - 単線結線図
 - その他必要なもの
- (4) その他

1-1-12 承諾済みの承諾図書

約款第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 30 条の規定を除き、承諾済みの承諾図書を変更するときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。

1-1-13 工事施工管理

1 工事施工計画書、安全衛生計画書

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに監督員と打合せのうえ、工事施工計画書及び安全衛生計画書を提出し、監督員の承諾を受けた後工事に着手すること。
- (2) 施工計画書、安全衛生計画書は受注者が当該工事で実際に施工することを具体的に文書にし、記載事項は工期、使用機械、施工方法、安全管理、養生等で、どの工事にも共通に利用できるように便宜的に作成されているものであってはならない。
- (3) 「低価格入札」で落札した場合の注意事項

受注者は、当該工事が大分県低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、大分県低入札価格調査実施要領の運用に従った措置に応じなければならない。

なお、監督員からその内容の説明を下請負人へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対し周知しなければならない。

また、対象工事の監督等を円滑に進めるため監督の方法等については、次のとおりとする。

施工体制台帳の提出及び内容ヒアリング

受注者は、施工体制台帳（下請契約台帳、再下請契約届出書、施工体系図）並びに下請契約、再下請契約等に係る契約書及び見積書を提出し、発注者の求めに応じて、

現場代理人にその内容についてヒアリングに応じさせなければならない。

施工計画書の内容のヒアリング

受注者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、発注者の求めに応じて、現場代理人にその内容についてのヒアリングに応じさせなければならない。

段階確認等における事前確認の実施について

受注者は、特記仕様書に明記した段階確認等の重要な事項について、確認方法、確認時期等を施工計画書に明記しなければならない。また、監督員が行う段階確認等に際して、事前に社内で確認するとともに確認資料を提出しなければならない。

施工現場の調査への協力

受注者は、安全な施工及び労働者への適正な賃金支払いの観点から、発注者の求めに応じて、発注者及び労働基準監督署等の行う施工現場の調査に協力しなければならない。

2 工事記録写真

(1)撮影計画

実施時期に合わせ受注者または現場代理人と監督員が協議し、その計画を定めておくものとする。

なお、工場での製作、補修に係るものについては、受注後その都度協議するものとする。

(2)写真用黒板（ホワイトボード）

工事記録写真には、黒板（ホワイトボード）に必要事項を記載し写しこむものとする。

(3)写真撮影項目

工事施工・管理要領による。

(4)写真の大きさ及び整理

カラー写真とし、その大きさはサービス判とすること。

なお、デジタルカメラの場合、有効画素数80万画素以上、プリンタの圧縮率35%以上、300dpi以上3年間以上の画素劣化のないようにすること。

(5)写真帳

写真帳はA4版に準じた大きさとすること。

写真の貼付に当たっては内容、工種毎に見出しをつけ各写真において撮影目的が充分写しこまれていない場合は余白に説明文を記入すること。

表紙には工事名、工事場所、工期、施工業者名を記入すること。

1-1-14工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

1-1-15工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 1 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- 2 下請者が大分県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- 3 下請者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

1-1-16施工体制台帳

- 1 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、建設業法施行規則第14条の2に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。
なお、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款又は工事下請基本契約書を添付したものでなくてはならない。
- 2 第1項の受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めに従って各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。
- 3 第1項の受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（監理技術者又は主任技術者）の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- 4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1-1-17施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

1-1-18現地施工管理

1 現場代理人

現地工事期間中は、現地に現場代理人を常駐させ、工事及び工程の管理その他諸般の事務処理を行うこと。また、現場代理人は健康保険証の写しを1部提出すること。

約款第10条第3項に定める工事現場における常駐を要しない期間は次の通りとする。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
 - イ 約款第20条第1項または第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - エ 上記の他、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 工事従事者
機器の据付、試験等については十分な技能を有し、熟練した技術者を派遣すること。特に資格を必要とする作業については有資格者に従事させること。
 - 3 工事日報及びミーティング
当日行った作業内容、人員の報告を記載した工事作業日報を作成し、工種毎、毎日提出すること。また、翌日の作業工程について監督員と打合せを行うこと。
 - 4 工事資材・工具等

水車、発電機、ポンプ、弁等大型の機器については専用工具が常備されているので使用する際は監督員の承諾を得ること。使用の際は極力丁寧に取扱い、監督員の指示する場所に返納すること。また、当局設置のクレーンを使用する場合は、法令遵守の徹底を図り、使用した後にクレーン運転日誌を作成し監督員に提出すること。

5 機器材料等の搬入、搬出

- (1) 機器及び材料の搬入にあたっては監督員の立会のもとに品名、数量の確認を行い記録を残しておくこと。
- (2) 機器及び材料等について設計図書に記載された品質を証明するための品質証明または試験成績表を監督員に提出しなければならない。
- (3) 工場持ち出しの機器の搬入、搬出については、工事の実施工程に見合った「搬入、搬出計画書」を提出し、監督員に承諾を受けること

6 機器及び材料の保管

立会または検査に合格した機器及び材料は、受注者の責任で適切に保管すること。

なお、据付時に損傷または変質しているものがあつた場合は、直ちに新品に取り替え、再び立会検査を受けること。これに要する費用は約款第13条第2項の規定によるものとする。

7 施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益事業施設を含む)または部分使用施設(約款第33条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生じるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

なお、当該協議事項は、約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。

8 工事用電力

工事期間中の工事用電力は、当局所内電源から供給出来るものとする。ただし、高压電源の供給について、別に定めた「大分県企業局工事用電力供給規程」の規定に従って所定の手続きを行うこと。

9 稼働中の施設での施工

- (1) 受注者は、既設工作物を施工する場合は、原則として監督員の立会のうえ、施工対象の工作物等が運転停止状態、または休止状態にあり、誤動作または誤操作等による事故対策が施されているかどうかの確認をしなければならない。
- (2) 運転中または運転が可能な状態にある工作物等は、原則として施工または工作物に接近しての現場調査等をしてはならない。施工対象の既設工作物等を操作または運転する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議しその指示に従うものとする。また、当該工事で新規に設置する工作物等を操作または運転する場合であっても、既設または関連工事で設置する工作物等と接続または関連するものについても同様とする。
- (3) 受注者は、施設の機能を全部もしくは一部停止させ、または工作物等の運転に支障を及ぼす停電、断水もしくは電算機の停止等を行わなければならない場合、十分な現地調査を行ったうえで、監督員と協議するものとする。

なお、協議にあたっては、作業計画(作業日時、作業範囲、工程、内容及び方法、操作機器)、影響範囲、当局担当者との連絡体制その他必要事項を記載した資料を監督員に提出すること。また、所定の時間内に作業を終了させるよう適切な工程管理を行うものとする。

- (4) 受注者は、浄水場内での施工にあたっては、工業用水であることを踏まえ、次の事項

を確実に行うこと。

施工対象範囲でない工作物等に不用意に近づかないこと。また、このことについて各作業員への周知徹底を図ること。

浄水または浄水処理過程における水に異物を混入させてはならない。また、異物が混入するおそれのある作業を行うときは、事前に監督員と協議するものとする。

浄水または浄水処理過程における水に異物を混入させ、または混入している状況を発見した場合は、直ちに監督員及び当局職員に報告しなければならない。また、監督員の指示に従い適切な処置を講じなければならない。

10 境界杭、測量標識等

(1)現場の境界杭、測量標、用地幅杭、量水標等（以下「基準表等」という。）は、位置及び高さの変動、除去または埋没することのないように適切に保護しなければならない。

(2)損傷を受けるおそれのある、または障害となる基準標等の設置換え、移設及び復元は、事前に監督員及び当局職員の了解を得ること。また、オフセット測量、写真撮影等を行い、監督員及び当局職員に原状の確認を求めること。

なお、復元する際は、監督員及び当局職員の立会のもとに行うこと。

11 既設工作物及び機器物の養生等

工事中は常に周囲の状況等に細心の注意をはらい、既設工作物等及び機器物等に損傷を与えないよう適切な養生及び防護措置をとること。万一損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、受注者の負担で取替えまたは原形に修復すること。

12 軽微な変更

工事の施工に際し、軽微な変更を行う場合は監督員に事前の承諾を受け施工すること。

1-1-19安全衛生、災害防止

1 安全管理者

受注者は、施工にあたり労働安全衛生法並びに関係法令を遵守し安全管理者の選任、防災、防火施設の設置等適切な安全管理に努めること。

2 安全衛生協議会

工事の期間中、同一場所において複数の別途工事が行われる場合には、別途工事受注者と間で安全衛生協議会を組織し、協調し安全管理に努めること。

3 安全衛生研修・訓練

(1)受注者は、工事着手後作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、定期的に安全衛生研修・訓練等を実施しなければならない。

(2)受注者は、安全衛生研修・訓練等の計画を安全衛生計画を作成し、安全衛生計画書に記載しなければならない。

(3)受注者は、安全衛生研修・訓練の実施状況について写真等及び工事報告書に記録、整備、保管し検査時に提出しなければならない。

4 爆発及び火災の防止

(1)受注者は火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。

受注者は、火薬類を使用して工事を施工する場合は、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。

なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督員に提出しなければならない。

現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保安管理に万全の措置をとるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

(2)受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

5 事故防止

(1)受注者は、工事中における作業員等及び第三者の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、災害発生時には応急措置をとるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

(2)法令等に基づき作業環境等を測定し、記録し保存する場合は、適切に履行すること。また、監督員から関係書類の提示を要求された場合は、記録を提示しなければならない。

(3)工事現場には、工事安全の標示板や標識を設置し、作業員の注意を促すように努めること。

(4)足場通路、作業床端部、開口部等墜落、転落その他の危険がある個所には、必要な強度の手摺り、囲い、防護柵等を設置すること。

(5)高所作業場所においては、機器、材料、工具等の落下、作業員の転落又は墜落を防止するため、作業足場等を常に安全な状態に保つとともに、作業員に安全用具（安全帯、安全ネット、保護帽等）の使用を徹底すること。

(6)工事関係者以外の立入を禁止する場合は、仮囲い、安全ロープ等で囲い、立入禁止の標示を行うこと。また、車両や歩行者等の通行がある場合は、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

(7)夜間の作業をする場合または暗渠内、管渠内、槽内、室内、坑内で作業を行う場合は、作業を行う十分な明るさの照明を設置し、点灯したうえで作業を行うこと。

(8)資材置場や夜間等で作業をしていない工事現場は、当局職員等の通行や作業の支障とならないように周辺の整理整頓を心がけること。

(9)工事に使用する機械器具類の回転部分等の危険個所には、巻込防止カバー等を取り付けること。

(10)資格を要する建設機械、クレーン、車両等を扱う場合は、有資格者を従事させること。また、必要に応じて保安要員や誘導員等を配置すること。

(11)工事に使用するガス、毒物・劇物及び放射線物質等は関係する法令等の規定に従い取り扱うこと。

(12)暗渠、管渠、槽内、室内、坑内その他の酸素欠乏危険場所での作業は、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）等に従って行うこと。同規則に基づいて選任された作業主任者は、作業前及び作業中継続して酸素濃度等を測定し、換気等の必要な措置をとること。

(13)接着剤の塗布や塗装作業は、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等を適用又は準用し、接着剤や塗料の使用方法、塗布量、乾燥時間等を適切に管理すること。

また、施工時及び施工後の通風・換気を十分行うことにより、作業時の中毒事故防止及び工事終了後の揮発性物質放散の抑制に努めること。

- (14) はつり作業やケレン作業等を行う場合は、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）等を適用又は準用し、散水、換気、呼吸用保護具の装着等の適切な措置をとること。
- (15) 塩素ガスその他の化学物質を取り扱う場合は、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等を適用または準用し、やけど及び中毒事故を防止するための保護具の装着、保安設備や危険防止設備の設置等の必要な措置をとること。
- (16) クレーン、デリック、建設用リフト等の荷揚げ機械を使用または玉掛け作業を行う場合は、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）等に従い、機械の点検、作業等を行うこと。また、同規則の適用とならない積載容量の小さな荷揚げ機械、ウインチ、チェーンブロック等を使用する場合であっても、同規格等の趣旨を踏まえた安全管理を行うこと。
- (17) 稼働中の機械設備、電気設備、配管、ケーブル類等に接近して作業を行う場合は、感電その他の事故を防ぐために、保安設備や危険防止設備の設置等の必要な措置をとること。

6 災害関係警戒発令に伴う措置

大雨洪水警戒、暴風警戒、地震警戒宣言等災害関連警戒が発令された場合は、次の対策を講じること。ただし、「警戒発令及び宣言に伴う緊急時対策計画書」を作成している場合は、それに基づいて措置をとること。

- (1) 直ちに工事を中止し、緊急保安体制に基づいて関係者に通知する。
- (2) 監督員と協議のうえ、工事現場の保安点検を行い、必要な安全強化措置を施すこと。

7 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。

1-1-20交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。
なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、約款第28条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用

方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

- 6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 9 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本項の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 10 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の表示及び関係者への周知など、必要な安全対策をとらなければならない。
- 11 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行うものとする。
- 12 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づき通行許可を得ていることを確認しなければならない。

1-1-21環境対策

- 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気、汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画書及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され、または発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 3 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避けられなかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。
- 4 受注者は、工事場所以外への工事用資材等が落下、飛散しないよう必要な措置をとるものとする。また、工事の廃材、残材等を無断で投棄してはならない。落下物や飛散したものが発生した場合は、受注者は自らの負担で撤去処理しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第255号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければなら

い。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。

1-1-22文化財の保護

- 1 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-23機器及び材料等の規格、基準等

- 1 設計図書に品質及び性能が規定されている機器及び材料は、その品質及び性能を証明する資料を監督員に提出すること。ただし、JISマーク等の品質及び性能を証明するマークのあるものを使用する場合または監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 2 設計図書に規定している規格等が改正された場合は、監督員と協議すること。
- 3 設計図書に適合すべき規格等を定めるものを除き、原則として機器及び材料はJISまたは別記する「標準規格等」に適合したものとすること。
- 4 前項により難しい場合は、監督員の承諾を受けたうえで、前項の規格等に準拠し、またはその他の規格等を用いることができるものとする。
- 5 前二項にかかわらず、関係法令で遵守すべき規格、基準を定めているものは、当該関係法令に適合したものとすること。

なお、関係法令に基づく基準、規格等のうち主なものは別に例示する。また、例示のない規格、基準であっても、関係法令に基づき適用が定められものについては、それに従わなくてはならない。

1-1-24機器及び材料の品質等

- 1 工事に使用する機器及び材料は、さび、腐食、変質、変形、動作不良等の異常がないものとする。また、これらを組み合わせたシステムは、設計図書に示された用途、使用条件等に対して、相互に協調及び連係して確実に機能を発揮できるものとし、保守管理作業が容易に行える構造にしなければならない。
- 2 システム構成は、稼働時におけるライフサイクルコストを踏まえ適切な構成になるようにすること。
- 3 機器及び材料の選定については、将来の廃棄時における再資源化等環境への影響を考慮したものとする。
- 4 受注者は、工事現場に搬入した機器及び材料等について工事完成までの間、常に品質を保持するよう努めなければならない。

1-1-25機器及び材料の調達

- 1 工事に使用する機器及び材料は、日本国内で調達可能なものとし、将来にわたり修理、部品交換等に支障のないものにするを心がけることとする。
- 2 工事に使用する機器及び材料は、次の場合を除き原則として新品とする。
 - (1)建設副産物を再使用、再生利用または再資源化したものであって、設計図書に使用が明示されたもの。
なお、金属材料で別記の基準、規格（再生品の規格を除く）に適合するものについては再資源を原材料の一部または全部として製作されたものであっても新品とする。
 - (2)特記仕様に再利用が明示されたもの。
 - (3)当該工事で移設又は補修する既設設備（交換部品は除く。）
 - (4)当局が支給する中古品
- 3 機器を構成する部品、装置等は、特記仕様に定めのある場合を除き新品とする。また、機器の補修にあたっての交換部品についても同様とする。
- 4 前各項については、仮設に使用する機器及び材料には適用しないものとする。

1-1-26予備品、付属品の取扱い

予備品、付属品等は工事中においては受注者の責任で管理し、工事終了後指定する場所に整理し引き渡しを行うこと。

1-1-27支給材料及び貸与物件

支給材料及び貸与物件がある場合の、取扱い等について別に特記仕様書に記載するものとする。

1-1-28工事現場発生品

- 1 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、前項以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引き渡しを指示したのものについては、現場発生品調書を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

1-1-29建設副産物等

- 1 受注者は、建設リサイクル法第12条に規定された対象建設工事の届出に係る事項の説明等を書面で交付し、監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては監督員の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
- 4 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を

遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

- 5 受注者は、建設リサイクル法に定められた「一定規模以上の」土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 6 受注者は、建設リサイクル法に定められた「一定規模以上の」建設発生土、コンクリート魂、アスファルト・コンクリート魂、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 7 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督員に提出しなければならない。
- 8 受注者は、撤去品について監督員の指定する場所に運搬整理を行い、引渡しまでは受注者の責任で保管するとともに、撤去品は材料の種類毎にその重量を明示した「撤去品返納書」を監督員に提出しなければならない。

1-1-30整理及び後片付け

受注者は、常に作業箇所の整理及び環境整備に努め、作業終了後に清掃を行い、工事完成後に工事機械、使用工具の点検、整理整頓を行い監督員に報告すること。

1-1-31現地取扱い説明会

納入機器等について現地据付調整完了または試験後、機能、運転、保守上の取扱い等について当局職員向けの説明会を目的物引き渡し完了までに行うこと。

1-1-32工事の一時中止

- 1 発注者は、約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知したうえで、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については1-1-40臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能になった場合。
 - (2)関連する他の工事の進捗状況が遅延したため工事の続行を不適當と認めた場合。
 - (3)工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合。
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中断させることができる。
- 3 前1, 2の場合において、受注者は施工を一時中断する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-33高度技術、創意工夫、社会性等、施工及び管理

- 1 受注者は、工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、実施状況を示す資料を工

事完了時まで提出することができる。

- 2 受注者は、施工及び管理において、監督員が指示する項目に関する実施状況を示す資料を工事完了時まで提出することができる。

1-1-34履行報告

受注者は、約款第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-35工期変更

- 1 約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、約款 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者の間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、約款第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、前項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、約款第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、約款第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、約款第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。

1-1-36工事関係者に対する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者または監督員は主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-37不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が約款第 29 条の規定の適用を受けられる場合には直ちに工事災害通知書により監督員に報告する

ものとする

- 2 約款第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1)波浪、高潮に起因する場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2)降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上。
1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上。
連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上。
その他設計図書で定めた基準
 - (3)強風に起因する場合
最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合。
 - (4)河川洪水、出水に起因する場合
河川沿いの施設にあたっては、当該河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合。
 - (5)地震、津波、豪雪に起因する場合
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
- 3 約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び約款第26条の規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-38特許権等

- 1 約款第8条の「特許権等」の使用に規定する「その他第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。
受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともにこれを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3 発注者が、引き渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-39保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する建設機械等及びその作業員に設計図書に定める傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
- 2 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 3 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対し

て責任をもって適正な補償をしなければならない。

- 4 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

1-1-40臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-41監督員による段階確認及び立会等

- 1 受注者は、設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ別に定める立会願を監督員に提出しなければならない。
- 2 監督員は、工事が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立入、立会し、または資料の提出を請求出来るものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、監督員による段階確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
なお、監督員が製作工場において段階確認及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
- 4 監督員による段階確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
- 5 受注者は、約款第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき監督員の立会を受け、材料確認（出来形確認を含む）に合格した場合であっても約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
- 6 段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1)受注者は、別に定めた特記仕様書に基づき、それに示す確認時期において段階確認を受けなければならない。
 - (2)受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
 - (3)段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
 - (4)受注者は、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 7 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

1-1-42試験

1 一般事項

- (1)受注者は、工事で使用する機器、材料並びに支給品等は、現場において正規の状態に据え付け、調整完了後に監督員の立会のもとに試験を行うこと。また、その具体的な内容、日程等は打合せのうえ「試験計画及び実施要領書」を作成し提出すること。電力会社の系統操作を伴う試験及び総合試験のような他に影響を与える試験は、発注者が連絡調整を行うものとする。
- (2)試験及び試運転等が完了したときは、各種試験成績書、詳細資料等の記録書類を監督員に提出すること。
- (3)試験及び試運転等は監督員または当局職員立会のもとで受注者の責任で行い、これに要する費用は特記仕様に定めのあるものを除き受注者の負担とする。
- (4)発電所、浄水場の機器分解点検工事等の特殊な工事に伴う試験については特記仕様において別に定める。
- (5)受注者は、各試験において改善すべき個所が認められた場合には、監督員の指定する期日までに再度試験をするものとする。

2 単体調整試験

- (1)単体試験とは、電気・機械設備工事において搬入、据付後に行う機器の保護装置、計装設備の機器単体調整、試験、動作確認試験（シーケンス試験）等をいい、次の試験に該当するものを含む。

タンク、配管等の気密試験及び耐圧試験。

機器の振動、振れみ及び騒音試験。

タイマ、リレー、その他制御機器の動作確認、設定及び試験。

保護装置の動作試験、整定値の調整確認。継電器試験等。

絶縁抵抗、絶縁耐力及び接地抵抗の測定等。

計装機器の単独動作試験及び動作確認、ゼロ点及びスパン調整。

蓄電池組み込み調整（電圧試験、比重測定等）。

その他必要な単体調整試験。

- (2)機器またはこれら組立品のうち、工場検査において性能及び機能を確認しているものについては、工事現場での単体調整試験は省略できるものとする。
- (3)特記仕様で別に定めがある場合には、それを優先するものとする。

3 組み合わせ試験

- (1)組み合わせ試験とは、電気機械設備工事において当該工事で施工する機器間または他の工事で施工する機器並びに既存の機器の間で、機能関連等を確認するための無負荷で行う各種試験（インターフェース試験、シーケンス試験、ループ試験等）、遠方制御における対向試験等をいう。
- (2)組み合わせ試験は単体調整試験終了後に行うこととする。

4 総合運転試験

- (1)総合運転試験とは、発電所及び浄水場等施設としての機能を確認し、運転開始後の円滑な運転管理が行えるようにするための総合試験である。
- (2)総合運転試験は、当該工事の施工部分と他工事における部分並びに既存施設の部分を包括し実負荷（不可能な場合は相当負荷）により一定時間運転するものとし、具体的な内容については特記仕様によるものとする。

1-1-43完成検査

- 1 受注者は、約款第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1)設計図書（追加、変更指示も含む）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2)約款第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3)設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備が全て完了していること。
 - (4)契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3 発注者は、検査に先立って、監督員を通じ受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、出来ばえ及び特記仕様に明示された試験等。
 - (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等
- 5 検査員は、検査の結果が不合格と認めたときは、検査を命じた工務課長または事業所長（以下「工務課長等」という。）にその結果を報告し、報告を受けた工務課長等は発注者に通知する。発注者が修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことが出来るものとする。
- 6 受注者は、検査に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、検査員が製作工場において立会及び検査を行う場合、受注者は検査業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

1-1-44出来形確認

- 1 受注者は、約款第38条第2項の部分払いの確認の請求を行った場合、または、約款第39条1項の工事の完成の通知を行った場合は、出来形部分に係る検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、約款第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、出来ばえ及び特記仕様に明示された試験等の検査を行う。
 - (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 4 受注者は、検査結果の修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。
- 5 受注者は、検査に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、検査員が製作工場において立会及び検査を行う場合、受注者は検査業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

- 6 発注者は、出来形部分に係る検査に先立って、監督員を通じ受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 7 受注者は約款第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-45中間検査

- 1 中間検査は、特記仕様書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
- 2 中間検査は、特記仕様書において定められた段階において行うものとする。
- 3 中間検査を行う日は、受注者の意見を聞いて発注者が定める。
- 4 受注者は、検査に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
なお、検査員が製作工場において立会及び検査を行う場合、受注者は検査業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

1-1-46工事完成と目的物引渡し

- 1 工事の完成は、発注者が任命した検査員が行う完成検査の合格をもって本工事の完成とする。目的物の引渡しは、工事の完成後速やかに書面をもって行うものとする。
- 2 試運転または試用期間について
 - (1)運用
この工事に係わる工作物については、その工作物が目的とする機能の全部またはその一部を発揮する事が確認された段階から目的物引渡書提出までの間を、試運転または試用期間として運用する場合があるので了解すること。
 - (2)試用の開始
上記の試運転または試用を開始する場合には監督員は受注者に通知するので受注者は必要な助言を行うこと。

1-1-47保証

- 1 機能維持の保証
機器等の機能維持に関する保証については本仕様書に記載されたものとするが、記載以外のものについてはJIS、JEC、JEM等による。
- 2 保証期間
保証期間は、機器等目的物の引渡し完了日の翌日から起算して2年間とする。ただし、設計、製作、施工等に起因する不具合については、保証期間に関係なく受注者の責任でこれを取替または改修すること。
- 3 保証事項を満たさないときの処置
保証事項を満足しない場合は、保証事項を満足するような処置を講じること。

< 参考 > 基準・規格

法令に基づく基準

1	発電用水力設備に関する技術基準を定める省令	(平成9年通商産業省令第51号)
2	電気設備に関する技術基準を定める省令	(平成9年通商産業省令第52号)
3	工業用水道施設の技術的基準を定める省令	(昭和33年通商産業省令第119号)
4	水道施設の技術的基準を定める省令	(平成12年厚生省令第15号)
5	危険物の規制に関する規則	(昭和34年総理府令第55号)
6	クレーン等安全規則	(昭和47年労働省令第34号)
7	ボイラー及び圧力容器安全規則	(昭和47年労働省令第33号)
8	電気機械器具防爆構造規格	(昭和44年労働省告示第16号)
9	小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格	(昭和50年労働省告示第84号)
10	クレーン構造規格	(平成7年労働省告示第134号)
11	圧力容器構造規格	(平成元年労働省告示第66号)

主要な規格

1	日本工業規格	J I S	工業標準化法(昭和24年法律第185号)
2	電気技術規定	J E A C	日本電気技術規格委員会
3	電気技術指針	J E A C	日本電気技術規格委員会
4	電気学会電気規格調査会標準規格	J E C	(社)電気学会電気規格調査会
5	日本電気技術規格委員会規格	J E S C	電気技術規格委員会
6	日本電機工業会規格	J E M	(社)日本電機工業会
7	日本電線工業会規格	J C S	(社)日本電線工業会
8	日本電池工業会規格	S B A	(社)日本電池工業会
9	日本電子工業振興協会	J E I D A	(社)日本電子工業振興協会
10	日本電気制御機器工業会	N E C A	(社)日本電気制御機器工業会
11	日本電気計測器工業会	J E M I S	(社)日本電気計測器工業会
12	電子情報技術産業協会規格	J E I T A	(社)電子情報技術産業協会
13	情報処理学会試行標準	I P S J	(社)情報処理学会
14	日本水道協会規格	J W W A	(社)日本水道協会
15	日本水道鋼管協会規格	W S P	日本水道鋼管協会
16	日本ダクタイル鉄管協会規格	J P D A	日本ダクタイル鉄管協会
17	鉄管継手協会規格	J P F	日本鉄管継手協会
18	日本バルブ工業会規格	J V	(社)日本バルブ工業会
19	水門鉄管協会技術基準		(社)水門鉄管協会
20	ダム・堰施設技術基準(案)		(社)ダム・堰施設技術協会
21	日本下水道協会規格	J S W A S	(社)日本下水道協会
22	排水鋼管継手工業会規格	M D J	排水鋼管継手工業会
23	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格	J C W	日本鋳鉄ふた・排水器具工業会
24	日本溶接協会規格	W E S	(社)日本溶接協会
25	ステンレス協会規格	S A S	ステンレス協会
26	日本銅センター規格	J C D A	(社)日本銅センター
27	日本金属継手協会規格	J P F	日本金属継手協会
28	日本機械学会基準	J S M E	(社)日本機械学会

第2章 機器及び材料

国交省機械工事共通仕様書（案）及び国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）及び同（機械設備工事編）に準拠する。

第3章 共通施工

国交省機械工事共通仕様書（案）及び国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）及び同（機械設備工事編）に準拠する。